

第1回労働政策審議会 労働条件分科会 労災保険部会 配布資料

平成13年2月1日（木）
虎ノ門パストラル「桔梗」

資料1 労働政策審議会審議会労働条件分科会労災保険部会委員・臨時委員名簿

参考1-1 労働政策審議会委員名簿

参考1-2 労働政策審議会労働条件分科会委員・臨時委員名簿

資料2 労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会運営規程（案）

参考2-1 労働政策審議会の構成について

参考2-2 参照条文一覧

参考2-3 労働政策審議会運営規程

参考2-4 労働政策審議会労働条件分科会運営規程

資料3 「労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について（諮問）

参考3-1 介護作業従事者特別加入について

参考3-2 労災保険率等の改定について

労働政策審議会 労働条件分科会 労災保険部会委員・臨時委員名簿

区分	氏名	職名
公益代表	ほ 保 原 喜志夫	天使大学教授
//	いし 石 岡 慎太郎	勤労者退職金共済機構 理事長
//	いわ 岩 村 正彦	東京大学大学院 法学政治学研究科教授
//	きし 岸 玲 子	北海道大学医学部教授
//	きん 金 城 清 子	津田塾大学教授
//	まつ 松 本 齊	読売新聞社論説委員
労働者代表	た 田 中 利 夫	全国造船重機械労働組合連合会 書記長
//	たか 高 松 のぶ 伸 幸	全日本運輸産業労働組合連合会 書記次長
//	すず 鈴 木 健 一	全国化学労働組合総連合 会長
//	ま 真 島 明 美	日本労働組合総連合会東京都連合 会 女性局副部長
//	なか 中 桐 孝 郎	日本労働組合総連合会 雇用・労働対策局次長
//	さ 佐 藤 正 明	全国建設労働組合総連合 書記長
使用者代表	う だ がわ 宇田川 靖	日本通運株式会社 常務取締役
//	く 久 保 國 興	日本钢管株式会社 専務
//	さくら 桜 井 征 夫	社団法人全国建設業協会 常務理事
//	たか 高 梨 昇 三	日本経営者団体連盟 環境社会部長
//	はや 早 川 さち 祥 子	株式会社アイディア・バンク 顧問
//	ひろ 廣 田 すすむ 進	日立造船株式会社 代表取締役 常務取締役

労働政策審議会委員名簿

(公益代表委員)

渥 美 雅 子	弁護士
齋 藤 邦 彦	日本労働研究機構理事長
櫻 井 治 彦	中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター所長
菅 野 和 夫	東京大学大学院法学政治学研究科教授
諏 訪 康 雄	法政大学社会学部教授
○ 西 川 俊 作	秀明大学政経学部教授
樋 口 美 雄	慶應義塾大学商学部教授
古 郡 鞠 子	中央大学経済学部教授
保 原 喜志夫	天使大学教授
若 菜 允 子	弁護士

(労働者代表委員)

岡 本 直 美	N H K 関連労働組合連合会副議長
加 藤 勝 敏	日本化学産業労働組合連盟委員長
笹 森 清 清	日本労働組合総連合会事務局長
鈴 木 勝 利	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会委員長
高 島 順 子	日本労働組合総連合会副事務局長
津 田 淳二郎	情報産業労働組合連合会委員長
坪 根 眞	日本私鉄労働組合総連合会委員長
服 部 光 朗	J A M 会長
増 田 滋	食品関連産業労働組合連盟会長
師 岡 愛 美	全日本自治団体労働組合副委員長

(使用者代表委員)

浅 地 正 一	日本ビルサービス（株）代表取締役社長
岡 部 正 彦	日本通運（株）代表取締役社長
奥 井 功	積水ハウス（株）代表取締役会長
倉 島 光 一	福島県中小企業団体中央会会长
齋 藤 朝 子	（株）山翠楼代表取締役社長
関 澤 義	富士通（株）取締役会長
津 田 素 子	（株）ディシラ代表取締役社長
寺 田 千代乃	アートコーポレーション（株）代表取締役社長
浜 田 広	（株）リコー取締役会長
福 岡 道 生	日本経営者団体連盟専務理事

○は会長を表す。

(五十音順)

労働政策審議会労働条件分科会 委員・臨時委員名簿

区分	氏名	現職
公益代表	今 田 幸 子 いま だ さち こ	日本労働研究機構統括研究員
	岩 出 誠 いわ で まこと しのぶ	弁護士
	江 上 節 子 え かみ せつ こ	産能大学経営学部助教授
	菅 野 和 夫 すげ の かず お	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	西 村 健一郎 にし むら けんいちろう	京都大学総合人間学部教授
	若 林 之 矩 わかばやし ゆき のり	労働福祉事業団理事長
	和 田 攻 わ だ おさむ	埼玉医科大学教授
労働者代表	逢 見 直 人 おう み なお と	ゼンセン同盟常任中央執行委員
	大 山 勝 也 おお やま かつ や	(シェイエム) JAM書記長
	杉 山 治 すぎ やま おさむ	日本化学産業労働組合連盟中央書記長
	鈴 木 俊 一 すず き しゅんいち	日本都市交通労働組合中央執行委員長
	田 島 恵 一 た じま けい いち	全国一般労働組合中央執行委員長
	松 浦 清 春 まつ うら きよ はる	日本労働組合総連合会労働グループ長
	山 口 洋 子 やま ぐち よう こ	日本商業労働組合連合会執行委員
使用者代表	浅 岡 徹 あさ おか とおる	株式会社神戸製鋼所執行役員人事労政部長
	奥 谷 禮 子 おく たに れい こ	株式会社ザ・アール代表取締役社長
	長 谷 山 律 子 はせ やま りつ こ	株式会社レリアン常務取締役人事部長
	矢 野 弘 典 やの のり ひろ	日本経営者団体連盟常務理事
	山 田 洋 輔 やま だ ひろ すけ	三菱化学株式会社常務執行役員人事部長
	山 本 順 貢 やま もと けい こ	全国中小企業団体中央会常務理事
	渡 邊 佳 英 わた なべ よし ひで	大崎電気工業株式会社社長（東京商工会議所常議員）

○は会長を表す。

第一条 労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会（以下「部会」とい

う。）の議事運営は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号。）

第九条、労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号。以下「審
議会令」という。）、労働政策審議会運営規程及び労働政策審議会労働

条件分科会運営規程に定めるものほか、この規程により定めるところ
による。

第二条 委員等は、部会長の許可を受けて、代理者を出席させることができ

る。ただし、代理者は、審議会令第九条第三項において準用する同条

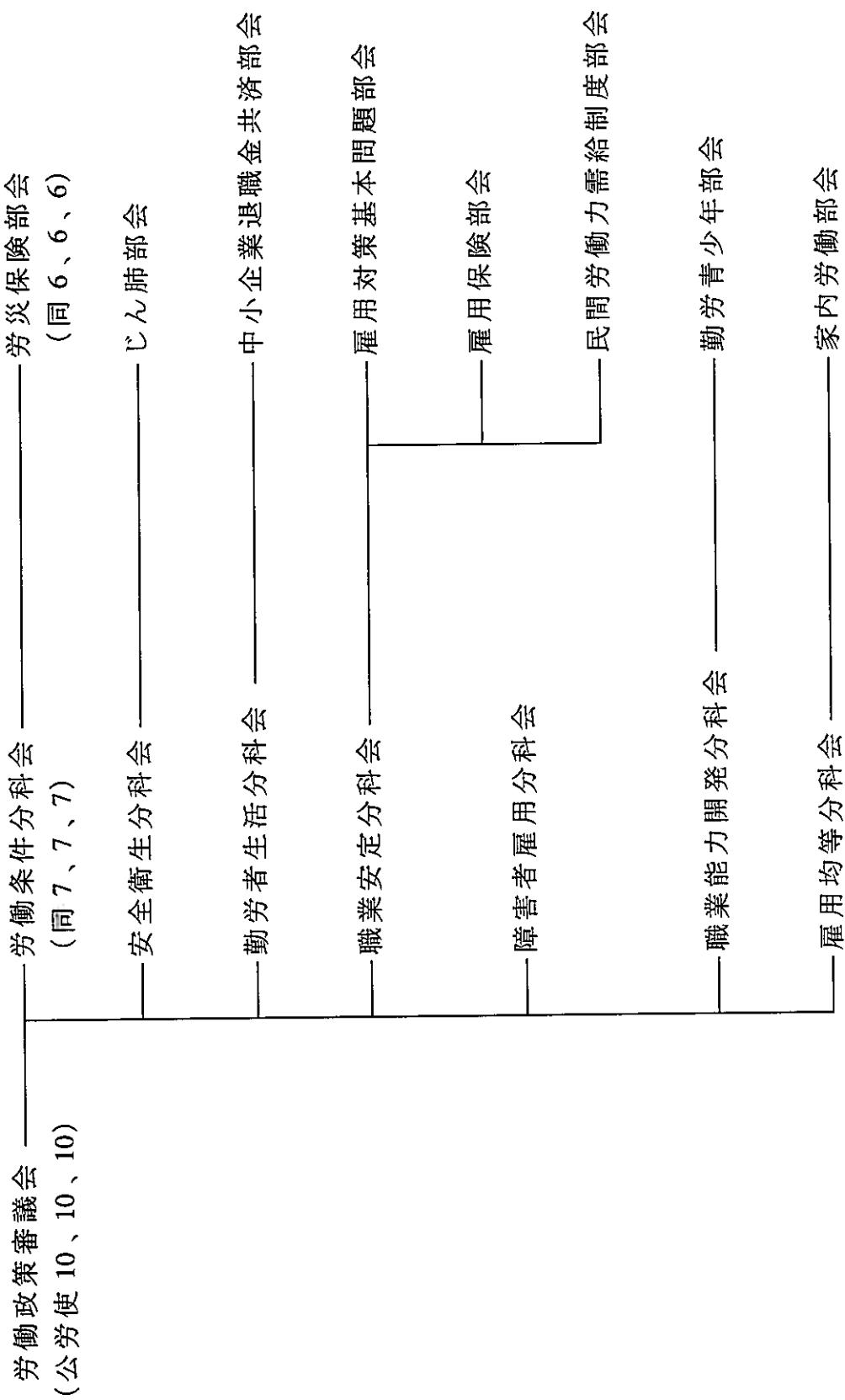
第一項及び第二項の規定の適用については、欠席したものとして取り扱
う。

第三条 この規程の改廃は、部会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成十三年一月一日から施行する。

労働政策審議会の構成について



厚生労働省設置法（抄）

（平成一一・七・一大法律第九七号）

（略）

第三一號 厚生部令等

（設置）

第六條 本省は、次の事項の審議を行ふ。

社会保険審議会

厚生労働審議会

労働政策審議会

医療審議会

薬事・食品衛生審議会

2 既述の如きが、既に規定する事項を除く。

とくに、厚生労働省に属する審議会等で本省に属するものと、次とおりである。

四 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働基準の短縮の促進に関する臨時措置法（平成四年法律第九十号）、労働安全衛生法

（昭和四十七年法律第五十七号）、労働災害防止法（昭和三十九年法律第八十八号）、労

働者災害補償保険法（昭和二十一年法律第五十号）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）、労働者財

産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、中小企業退職金共済法（中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十年法律第四十六号）、雇業安定法（昭和二十二年法律

第九条 労働政策審議会は、次に掲げる事務をつかいどり。

一、厚生労働大臣の諮問に応じて労働政策に関する重要な事項を調査審議すること。

二、厚生労働大臣又は経済産業大臣の諮問に応じて、じん情に関する予防、健康管りその他医療に関する重要な事項を調査審議すること。

三、前二号に規定する重要な事項に關し、厚生労働大臣又は國銀行改選議題に見なすべきこと。

2 既述の如きが、既に規定する事項を除く。

第三四十一号）、労働者派遣事業の適正な運営に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十九年法律第一百一十三号）、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第二十二号）、漁業労働法（昭和二十二年法律第四十九号）、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（昭和二年法律第十七号）、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十二号）、綱渡婦等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）、職業能力開発促進法、勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（昭和二年法律第七十六号）、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）及び家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）の規定により、その権限に属せられた事項を処理すること。

前項に定めるもののほか、労働政策審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他の労働政策審議会に關し必要な事項については、政令で定める。

（略）

勞動政策審議會令（抄）

（説明）
概要：本研究会は、約員三十人で構成する。
2 研究会に、特別の事項を認定申請せらる。

(分類) 第六條 期監督は、太の筆の上記に於ける分類を必用する。即ち小の分類の監督者、中等の監督者、大の筆の監督者である。

(平成二年)

政令第二八四号)

名 称	内 容
被 傷 者 残 工 分 類 制	<p>一、厚生労働省が制定する規則第一項第十四号及び第四十五号に規定する事務に關する事項を該当する事項を該當する事項と認定する。</p> <p>二、被傷者の雇用の促進に関する法律(昭和三十九年法律第二百四十九号)及び労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第二百五十九号)の規定により該當の範囲に属せられた事項を該當する事項。</p>
被 傷 者 残 工 分 類 制	<p>一、厚生労働省が制定する規則第一項第十四号及び第四十五号に規定する事務に關する事項を該當する事項を該當する事項と認定する。</p> <p>二、被傷者の雇用の促進に関する法律(昭和三十九年法律第二百四十九号)及び労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第二百五十九号)の規定により該當の範囲に属せられた事項を該當する事項。</p>
職業安定分類制	<p>一、厚生労働省が制定する規則第一項第十四号及び第四十五号に規定する事務に關する事項を該當する事項と認定する。</p> <p>二、被傷者の雇用の促進に関する法律(昭和三十九年法律第二百四十九号)及び労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第二百五十九号)の規定により該當の範囲に属せられた事項を該當する事項。</p>
職業安定分類制	<p>一、厚生労働省が制定する規則第一項第十四号及び第四十五号に規定する事務に關する事項を該當する事項と認定する。</p> <p>二、被傷者の雇用の促進に関する法律(昭和三十九年法律第二百四十九号)及び労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第二百五十九号)の規定により該當の範囲に属せられた事項を該當する事項。</p>

3. 這一項的起點，在分科上，雖非政治學的範圍，但其研究的對象，卻在於社會的組織和運作上。這就是說，社會的政治學，是社會學的一個重要部分。

一 厚生省認可の施設は、第一項の四十一号（厚生労働省認可等）及び第六十七号から第七十三号まで

新嘉坡總理司理士（S. R. Smith）

ニ
居間の分野における部門の場合は、接続部及び壁邊の諸条件に依る。左例
(昭和四十七年正月十三号) 四川本業株式会社、児又は新規介取の内、既存の構造を改修する場合の、改修費の算定に當り、(昭和三十五年正月十六号) 延期間及び家内労働法(第八条第一項を除く)の規定により賃金の指限に付ける。

6 暫時的行政機關の事務は、新潟縣政府に於けるものと同様である。

第三十一章 錦糸町の田舎者たち

「本居宣長の『浮城物語』は、當時の文部省の禁書に列せられ、出版が許されなかつた。」

國會議事會の議事録は、國會議事録の書類を指す。國會議事録は、國會議事録の書類を指す。

のにてては既出の如きの如きを除く。即ち
希望用及東部陸海各處用意販賣、販賣能力強
少林之に於けることよりは既出の如きを除く。

第三回の歌頃が複雑で、
余韻が長い。理解が少し難しく。
歌詞は以下の通りです。

力説策定会議、鹿児島市立図書館にて開催され、この会議は鹿児島市立図書館、市議会議員、団体代表など約50人が出席した。会議では、図書館の運営方針や予算案などが討議され、最終的に「鹿児島市立図書館運営方針」が採択された。

2 まことに、金井がお詫びを申す。本題の説明が済んで、正統の御遺言者おおだゆきふみの御遺言が、いよいよお読みになります。御遺言は、御遺言者おおだゆきふみの御遺言が、いよいよお読みになります。

第三回

3. କାହାର ପାଇଁ ଏହାର ନିର୍ମାଣ ହେଲା ?

「お前がどうして金曜日まで会社にいるんだ？」

(品川) H部屋、前条第六項から第八項までの規定は、前条門牌室についても適用する。

の故に、支那の一部が用ひられた（日本は十一世紀後八十一年）の間に田（日本は十一世紀後八十一年）をいたす。

新大久保、新宿御苑、渋谷駅付近の駅周辺の店舗
新宿御苑の北側の駅周辺の店舗（新宿御苑駅）
新宿御苑駅の北側の駅周辺の店舗（新宿御苑駅）

卷之三

此處有兩處，一處是「我」，另一處是「我」。這兩處的「我」，都是指「我」自己，不是指「我」的「我」。

「おまえの口は、おまえの心を表す。おまえの心は、おまえの命を表す。おまえの命は、おまえの運命を表す。おまえの運命は、おまえの人生を表す。おまえの人生は、おまえの死を表す。」

労働政策審議会通常規程

第一条 労働政策審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号。以下「設置法」という。）第九条及び労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号。以下「審議会令」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第二条 審議会の会議（以下単に「会議」という。）は、厚生労働大臣の請求があったとき、会長が必要があると認めるとき又は委員の三分の一以上から請求があつたときに会長が招集する。

- 2 厚生労働大臣又は委員は、会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。
- 3 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも七日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び厚生労働大臣に通知しなければならない。

第三条 委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

- 2 前項の規定は、審議会令第六条第一項に規定する分科会（以下単に「分科会」という。）及び同令第七条第一項に規定する部会（以下単に「部会」という。）について準用する。

第四条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。
- 3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。
- 4 前二項の規定は、分科会及び部会について準用する。

第五条 会議は、原則として公開する。

第六条 審議会の議事については、議事録を作成し、議事録には会長及び会長の指名した委員一人が署名するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。
- 3 前二項の規定は、分科会及び部会について準用する。

第七条 会長は、審議会が議決を行つたときは、当該議決に係る答申書、建議書又は議決書をその都度厚生労働大臣に送付しなければならない。

2 審議会は、設置法第九条第一項第三号の規定により関係行政機関に建議したときは、その写しを厚生労働大臣に送付しなければならない。

第八条 分科会の所掌事務に属さない特定の事項を調査審議するに当たつて、会長が必要と認めるときは、審議会に当該事項を調査審議するための部会を置くことができる。

第九条 分科会、前条に規定する部会又は審議会令第八条第一項に規定する最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもつて審議会の議決とする。ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に關して、審議会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

第十条 分科会に属する臨時委員及び専門委員は、審議会令第四条第四項及び第五項に規定する場合のほか、分科会長の任期が終了したときに解任されるものとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定は、部会に属する臨時委員及び専門委員について適用する。

第十二条 分科会又は部会（以下「分科会等」という。）に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。この場合において、分科会等に属すべき委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、異なる数とすることができる。

第十三条 この規程に定めるものほか、分科会の議事運営に関し必要な事項は、分科会長が当該分科会に諮つて定める。

2 前項の規定は、第八条に規定する部会について適用する。

第十四条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成十三年一月十一日から施行する。

第一条 労働政策審議会労働条件分科会（以下「分科会」という。）の議事運営は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第九条、労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号。以下「審議会令」という。）及び労働政策審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第二条 分科会に属すべき委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）のうち、労働者を代表するもの、使用者を代表するもの及び公益を代表するものは、各七人とする。

第三条 分科会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長の請求があつたとき、分科会長が必要があると認めるとき又は委員等の三分の一以上から請求があつたときに分科会長が招集する。

2 会長又は委員等は、分科会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

3 分科会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも七日前までに付議事項、日時及び場所を委員等及び会長に通知しなければならない。

4 前二項の規定は、第五条に規定する部会について準用する。

第四条 委員等は、分科会長の許可を受けて、代理者を出席させることができる。ただし、代理者は、審議会令第九条第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定の適用については、欠席したものとして取り扱う。

第五条 分科会に、労働者災害補償保険に関する専門の事項を審議させるため、労災保険部会（以下「部会」という。）を置く。

第六条 部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの、使用者を代表するもの及び公益を代表するものは、各六人とする。

第七条 部会が第五条に定める事項について議決をしたときは、当該議決をもつて分科会の議決とする。ただし、分科会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、分科会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

第八条 分科会に、労働時間に関する専門の事項について調査研究を行う必要があるときは労働時間小委員会を、就業規則、退職手当その他の問題に関する専門の事項について調査研究を行う必要があるときは就業規則等小委員会を置くことができる。

第九条 この規程に定めるもののか、部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

2 前項の規定は、小委員会について準用する。

第十条 この規程の改廃は、分科会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成十二年一月二十五日から施行する。

厚生労働省発基労第7号

労働政策審議会

会長 西川 俊作 殿

別紙「労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成13年2月1日

厚生労働大臣 坂 口 力

労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 労働者災害補償保険法施行規則の一部改正

一 介護関係業務に係る作業に関する特別加入の新設

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二条第一項に規定する介護関係業務に係る作業であつて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練又は看護に係るものに関する特別加入を新設するものとすること。

二 労働福祉事業等に要する費用に充てるべき額の限度の改正

労働福祉事業（特別支給金の支給に関する事業を除く。）に要する費用及び労働者災害補償保険事業の事務費に充てるべき額について、その限度として定められている労働者災害補償保険に係る労働保険料の額及び労働保険特別会計の労災勘定の積立金から生ずる収入の額並びに同勘定の附属雑収入の額及び同会計の徴収勘定からの繰入附属雑収入（厚生労働大臣が定める基準により算定した額に限る。）の合計額に対する割合を、百二十二分の二十二（現行百十八分の十八）とするものとすること。

第二 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正

一 労災保険率の改正等

- (一) 労災保険率を別添一のとおり改正するものとすること。
- (二) 労働者災害補償保険法の適用を受けるすべての事業の過去三年間の通勤災害に係る災害率及び二次健康診断等給付に要した費用の額その他の事情を考慮して定める率である非業務災害率を、一、〇〇〇分の一とするものとすること。

二 労務費率の改正

請負による建設の事業に係る賃金総額の算定に当たり請負金額に乗ずる率（労務費率）を、事業の種類に従い、別添二のとおり改正するものとすること。

三 建設の事業又は立木の伐採の事業に係るメリット制（事業場ごとの災害率による保険料の調整）の増減率の改正

建設の事業又は立木の伐採の事業に係るメリット制の増減率を、継続事業（一括有期事業を含む。）については別添三のとおり、有期事業については別添四のとおり改正するものとすること。

四 特別加入保険料率の改正

(一) 第一の一の介護関係業務に係る作業に関する特別加入に係る保険料率を、一、〇〇〇分の七とするものとすること。

- (二) 一人親方等の特別加入に係る第二種特別加入保険料率を、別添五のとおり改正するものとすること。
- (三) 海外派遣者の特別加入に係る第三種特別加入保険料率を、一、〇〇〇分の六（現行一、〇〇〇分の七）に改正するものとすること。

五 その他

その他所要の規定の整備を行うものとすること。

第三 その他

一 施行期日

この省令は、平成十三年四月一日から施行するものとすること。ただし、第一の一、第二の三の継続事業（一括有期事業を含む。）及び第二の四（一）については、平成十三年三月三十一日から施行するものとすること。

二 労働福祉事業等に要する費用に充てるべき額の限度の特例に関する省令の廃止

労働福祉事業等に要する費用に充てるべき額の限度の特例に関する省令（平成十一年労働省令第三十四号）は、廃止するものとすること。

三 経過措置等

この省令の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに関係省令の規定の整備を行うものとすること。

労災保険率表

事業の種類の分類	事業の種類	労災保険率	
		現行	改定案
林業	木材伐出業	1000分の 134	1000分の 133
	その他の林業	1000分の 39	
漁業	海面漁業(定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	1000分の 59	1000分の 56
	定置網漁業又は海面魚類養殖業	1000分の 40	1000分の 42
鉱業	金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。)又は石炭鉱業	1000分の 89	
	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	1000分の 60	1000分の 57
	原油又は天然ガス鉱業	1000分の 10	1000分の 9
	採石業	1000分の 72	1000分の 71
	その他の鉱業	1000分の 36	1000分の 35
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	1000分の 134	1000分の 133
	道路新設事業	1000分の 33	1000分の 31
	舗装工事業	1000分の 20	1000分の 19
	鉄道又は軌道新設事業	1000分の 38	1000分の 34
	建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)	1000分の 22	1000分の 20
	既設建築物設備工事業	1000分の 15	
	機械装置の組立て又は据付けの事業	1000分の 20	1000分の 19
	その他の建設事業	1000分の 27	1000分の 26
製造業	食料品製造業(たばこ等製造業を除く。)	1000分の 9	
	たばこ等製造業	1000分の 6	1000分の 7
	繊維工業又は繊維製品製造業	1000分の 7	1000分の 6.5
	木材又は木製品製造業	1000分の 23	
	パルプ又は紙製造業	1000分の 10	1000分の 9
	印刷又は製本業	1000分の 6	
	化学工業	1000分の 8	1000分の 7.5
	ガラス又はセメント製造業	1000分の 8	1000分の 8.5
	コンクリート製造業	1000分の 18	
	陶磁器製品製造業	1000分の 19	1000分の 18
	その他の窯業又は土石製品製造業	1000分の 26	
	金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く。)	1000分の 8	
	非鉄金属精錬業	1000分の 10	
	金属材料品製造業(鋳物業を除く。)	1000分の 11	
	鋳物業	1000分の 20	
	金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。)	1000分の 17	1000分の 16
	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業(めっき業を除く。)	1000分の 12	
	めっき業	1000分の 10	
	機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。)	1000分の 9	1000分の 8.5
	電気機械器具製造業	1000分の 6	1000分の 5.5
	輸送用機械器具製造業(船舶製造又は修理業を除く。)	1000分の 7	
	船舶製造又は修理業	1000分の 22	1000分の 23
	計量器、光学機械、時計等製造業(電気機械器具製造業を除く。)	1000分の 6	1000分の 5.5
	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	1000分の 6	
	その他の製造業	1000分の 10	
運輸業	交通運輸事業	1000分の 7	1000分の 6.5
	貨物取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)	1000分の 15	
	港湾貨物取扱事業(港湾荷役業を除く。)	1000分の 22	1000分の 20
	港湾荷役業	1000分の 38	1000分の 35
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1000分の 6	1000分の 5.5
その他の事業	農業又は海面漁業以外の漁業	1000分の 11	1000分の 13
	清掃、火葬又はと畜の事業	1000分の 14	
	ビルメンテナンス業	1000分の 6	1000分の 6.5
	倉庫業、整備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	1000分の 6	1000分の 6.5
	その他の各種事業	1000分の 6	1000分の 5.5

(注) 改定案が空欄の事業については、改定は行われない。

労務費率表

事業の種類の分類	事業の種類	請負金額に乗ずる率	
		現行	改定案
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	20%	
	道路新設事業	22%	21%
	舗装工事業	20%	
	鉄道又は軌道新設事業	23%	
	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	20%	21%
	既設建築物設備工事業	20%	21%
	機械装置の組立て又は据付けの事業		
	組立て又は取付けに関するもの	43%	41%
	その他のもの	20%	21%
	その他の建設事業	24%	

(注) 改定案が空欄の事業については、改定は行われない。

労災保険率から非業務災害率を減じた率の増減表（継続事業のメリット制）

収支率	増減率	
	建設の事業及び立木の伐採の事業以外の事業	建設の事業及び立木の伐採の事業
10%以下のもの	40%減ずる。	35%減ずる。
10%を超え20%までのもの	35%減ずる。	30%減ずる。
20%を超え30%までのもの	30%減ずる。	25%減ずる。
30%を超え40%までのもの	25%減ずる。	20%減ずる。
40%を超え50%までのもの	20%減ずる。	15%減ずる。
50%を超え60%までのもの	15%減ずる。	10%減ずる。
60%を超え70%までのもの	10%減ずる。	
70%を超え75%までのもの	5%減ずる。	5%減ずる。
85%を超え90%までのもの	5%増加する。	5%増加する。
90%を超え100%までのもの	10%増加する。	10%増加する。
100%を超え110%までのもの	15%増加する。	
110%を超え120%までのもの	20%増加する。	15%増加する。
120%を超え130%までのもの	25%増加する。	20%増加する。
130%を超え140%までのもの	30%増加する。	25%増加する。
140%を超え150%までのもの	35%増加する。	30%増加する。
150%を超えるもの	40%増加する。	35%増加する。

労働保険料の額から非業務災害率に応ずる部分の額を
減じた額の増減表（有期事業のメリット制）

収支率	増減率
10%以下のもの	35%減する。
10%を超え 20%までのもの	30%減する。
20%を超え 30%までのもの	25%減する。
30%を超え 40%までのもの	20%減する。
40%を超え 50%までのもの	15%減する。
50%を超え 70%までのもの	10%減する。
70%を超え 75%までのもの	5%減する。
85%を超え 90%までのもの	5%増加する。
90%を超え 110%までのもの	10%増加する。
110%を超え 120%までのもの	15%増加する。
120%を超え 130%までのもの	20%増加する。
130%を超え 140%までのもの	25%増加する。
140%を超え 150%までのもの	30%増加する。
150%を超えるもの	35%増加する。

第二種特別加入保険料率表

事業又は作業の種類の番号	事業又は作業の種類	第二種特別加入保険料率	
		現行	改定案
特 1	労働者災害補償保険法施行規則(以下「労災保険法施行規則」という。)第46条の17第1号の事業(個人タクシー、個人貨物運送業者)	1000分の15	
特 2	労災保険法施行規則第46条の17第2号の事業(建設業の一人親方)	1000分の22	1000分の21
特 3	労災保険法施行規則第46条の17第3号の事業(漁船による自営業者)	1000分の48	
特 4	労災保険法施行規則第46条の17第4号の事業(林業の一人親方)	1000分の52	1000分の53
特 5	労災保険法施行規則第46条の17第5号の事業(医薬品の配置販売業者)	1000分の 7	
特 6	労災保険法施行規則第46条の17第6号の事業(再生資源取扱業者)	1000分の12	1000分の13
特 7	労災保険法施行規則第46条の18第1号ロの作業(指定農業機械従事者)	1000分の 6	
特 8	労災保険法施行規則第46条の18第2号イの作業(職場適応訓練受講者)	1000分の 7	
特 9	労災保険法施行規則第46条の18第3号イ又はロの作業(金属等の加工、洋食器加工作業)	1000分の18	
特10	労災保険法施行規則第46条の18第3号ハの作業(履物等の加工の作業)	1000分の 6	
特11	労災保険法施行規則第46条の18第3号ニの作業(陶磁器製造の作業)	1000分の16	1000分の17
特12	労災保険法施行規則第46条の18第3号ホの作業(動力機械による作業)	1000分の 4	
特13	労災保険法施行規則第46条の18第3号への作業(仏壇、食器の加工の作業)	1000分の18	
特14	労災保険法施行規則第46条の18第2号ロの作業(事業主団体等委託訓練従事者)	1000分の 7	
特15	労災保険法施行規則第46条の18第1号イの作業(特定農作業従事者)	1000分の 8	
特16	労災保険法施行規則第46条の18第4号の作業(労働組合等常勤役員)	1000分の 6	
特17	労災保険法施行規則第46条の18第5号の作業(介護作業従事者)	新 設	1000分の 7

(注) 改定案が空欄の事業については、改定は行われない。

介護作業従事者特別加入について

介護作業従事者を、労災保険法第27条第5号の特定作業従事者として追加し、労災保険に特別加入（任意加入）できることとする。

1 対象者

○
介護労働者法第2条第1項に定める介護関係業務に係る作業であって、入浴、排せつ、食事等の介護等に係るものに従事する者（介護作業従事者）を特別加入者に含めることとする。

2 補償範囲

○
介護労働者法第2条第1項に定める介護関係業務に係る作業であって、入浴、排せつ、食事等の介護等に係るものによる災害及び通勤災害を補償する。

3 加入手続・保険料納付

○
介護作業従事者で構成する団体が、特別加入団体としての承認を受けるための加入手続を所轄の労働基準監督署長を経由して労働局長に対し行うこととなるが、介護作業従事者は、そのほとんどが家政婦と見込まれることから、家政婦紹介所からの申請が主となることが想定される。

4 保険料率

1,000分の7とする。

5 施行期日

平成13年3月31日

労災保険率等の改定について（平成13年度）

1 労災保険率の改定

(1) 労災保険率は「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」及び同法に係る政省令の定めにより、将来にわたる労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるよう、事業の種類（52業種）ごとに過去3年間の災害率等を考慮して決定することとされているところであるが、近年は新たな3年間の災害率等が把握される3年ごとに労災保険率の改定を行っているところである。

最近では、平成6年度から平成8年度の災害率等を考慮して平成10年4月1日施行の料率改定を行ったところであるが、今回、平成9年度から平成11年度までの3年間の災害率等が新たに把握されたことから、労災保険率の改定の必要性について検討したところである。

(2) 検討の結果、事業の種類により差異はあるが、労働災害の減少及び過去債務分料率の引き下げにより全体として改定前料率（全業種平均1,000分の9.0）に対し1,000分の0.5の引き下げ（率にして5.6%減）となり、全業種平均では1,000分の8.5となる見通しである。

労災保険率の構成要素

	現行（平成11年度）	改 定 後
災 害 料 率 分	1,000分の6.5	1,000分の6.4
労働福祉事業分	1,000分の1.5	1,000分の1.5
過 去 債 務 分	1,000分の1.0	1,000分の0.6
計	1,000分の9.0	1,000分の8.5

(3) 事業の種類別の労災保険率等の改定案は、別表1及び2のとおりである。

2 労務費率の改定

- (1) 保険料の算定は、労働者に支払われた賃金総額に労災保険率を乗じて行うことが原則となっているが、賃金総額を正確に算定することが困難な請負による建設の事業については、その請負金額に事業の種類ごとに定められた「労務費率」を乗じて得た額をもってその事業の賃金総額とする特例が設けられているところである。(労働保険の保険料の徴収等に関する法律第11条第3項及び同法施行規則第12条)
- (2) 労務費率の設定は、請負金額に占める労務費の割合に関する実態調査を行い、その調査結果を踏まえた改定を行うこととしており、今年度その実態調査を実施したところである。
- (3) 労務費率の改定案は、別表3のとおりである。

3 労災保険率等の改定による財政的影響等

- (1) 今回の労災保険率等の改定により事業の種類によっては労災保険率が現行より引き上げとなる業種もあるが、全体では労災保険率は引き下げとなり、平成13年度の保険料負担は、全体で682億円減少する見込みである。
- (2) なお、労務費率の改定は、必要な保険料収入を確保するため、当該事業の種類の労災保険率も併せて改定することとしているので、労務費率の改定による財政的な影響はない。
- (3) また、労働者災害補償保険法第23条第1項における労働福祉事業及び労災保険事業の事務執行（以下「労働福祉事業等」という。）に要する費用に充てるべき額は、保険料収入及び積立金から生ずる収入等の118分の18とされているところである（同法施行規則第43条）が、昨今の保険料収入の減少、労災保険率等の改定による影響などにより、労働福祉事業等の費用を確保するため、118分の18を122分の22と改定する。

労災保険率表

事業の種類の分類	事業の種類	労災保険率	
		現行	改定案
林業	木材伐出業	1000分の134	1000分の133
	その他の林業	1000分の39	
漁業	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	1000分の59	1000分の56
	定置網漁業又は海面魚類養殖業	1000分の40	1000分の42
鉱業	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイド鉱業を除く。）又は石炭鉱業	1000分の89	
	石灰石鉱業又はドロマイド鉱業	1000分の60	1000分の57
	原油又は天然ガス鉱業	1000分の10	1000分の9
	探石業	1000分の72	1000分の71
	その他の鉱業	1000分の36	1000分の35
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	1000分の134	1000分の133
	道路新設事業	1000分の33	1000分の31
	舗装工事業	1000分の20	1000分の19
	鉄道又は軌道新設事業	1000分の38	1000分の34
	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	1000分の22	1000分の20
	既設建築物設備工事業	1000分の15	
	機械装置の組立て又は据付けの事業	1000分の20	1000分の19
	その他の建設事業	1000分の27	1000分の26
製造業	食料品製造業（たばこ等製造業を除く。）	1000分の9	
	たばこ等製造業	1000分の6	1000分の7
	繊維工業又は繊維製品製造業	1000分の7	1000分の6.5
	木材又は木製品製造業	1000分の23	
	パルプ又は紙製造業	1000分の10	1000分の9
	印刷又は製本業	1000分の6	
	化学工業	1000分の8	1000分の7.5
	ガラス又はセメント製造業	1000分の8	1000分の8.5
	コンクリート製造業	1000分の18	
	陶磁器製品製造業	1000分の19	1000分の18
	その他の窯業又は土石製品製造業	1000分の26	
	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	1000分の8	
	非鉄金属精錬業	1000分の10	
	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	1000分の11	
	鋳物業	1000分の20	
	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。）	1000分の17	1000分の16
	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めっき業を除く。）	1000分の12	
	めっき業	1000分の10	
	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	1000分の9	1000分の8.5
	電気機械器具製造業	1000分の6	1000分の5.5
	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	1000分の7	
	船舶製造又は修理業	1000分の22	1000分の23
	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	1000分の6	1000分の5.5
	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	1000分の6	
	その他の製造業	1000分の10	
運輸業	交通運輸事業	1000分の7	1000分の6.5
	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	1000分の15	
	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	1000分の22	1000分の20
	港湾荷役業	1000分の38	1000分の35
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1000分の6	1000分の5.5
その他の事業	農業又は海面漁業以外の漁業	1000分の11	1000分の13
	清掃、火葬又は畜産の事業	1000分の14	
	ビルメンテナンス業	1000分の6	1000分の6.5
	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	1000分の6	1000分の6.5
	その他の各種事業	1000分の6	1000分の5.5

(注) 改定案が空欄の事業については、改定は行われない。

第二種特別加入保険料率表

事業又は作業の種類の番号	事業又は作業の種類	第二種特別加入保険料率	
		現 行	改 定 案
特 1	労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災保険法施行規則」という。）第46条の17第1号の事業（個人タクシー、個人貨物運送業者）	1 0 0 0 分の 1 5	
特 2	労災保険法施行規則第46条の17第2号の事業（建設業の一人親方）	1 0 0 0 分の 2 2	1 0 0 0 分の 2 1
特 3	労災保険法施行規則第46条の17第3号の事業（漁船による自営業者）	1 0 0 0 分の 4 8	
特 4	労災保険法施行規則第46条の17第4号の事業（林業の一人親方）	1 0 0 0 分の 5 2	1 0 0 0 分の 5 3
特 5	労災保険法施行規則第46条の17第5号の事業（医薬品の配置販売業者）	1 0 0 0 分の 7	
特 6	労災保険法施行規則第46条の17第6号の事業（再生資源取扱業者）	1 0 0 0 分の 1 2	1 0 0 0 分の 1 3
特 7	労災保険法施行規則第46条の18第1号ロの作業（指定農業機械従事者）	1 0 0 0 分の 6	
特 8	労災保険法施行規則第46条の18第2号イの作業（職場適応訓練受講者）	1 0 0 0 分の 7	
特 9	労災保険法施行規則第46条の18第3号イ又はロの作業（金属等の加工、洋食器加工作業）	1 0 0 0 分の 1 8	
特 10	労災保険法施行規則第46条の18第3号ハの作業（履物等の加工の作業）	1 0 0 0 分の 6	
特 11	労災保険法施行規則第46条の18第3号ニの作業（陶磁器製造の作業）	1 0 0 0 分の 1 6	1 0 0 0 分の 1 7
特 12	労災保険法施行規則第46条の18第3号ホの作業（動力機械による作業）	1 0 0 0 分の 4	
特 13	労災保険法施行規則第46条の18第3号ヘの作業（仮壇、食器の加工の作業）	1 0 0 0 分の 1 8	
特 14	労災保険法施行規則第46条の18第2号ロの作業（事業主団体等委託訓練従事者）	1 0 0 0 分の 7	
特 15	労災保険法施行規則第46条の18第1号イの作業（特定農作業従事者）	1 0 0 0 分の 8	
特 16	労災保険法施行規則第46条の18第4号の作業（労働組合等常勤役員）	1 0 0 0 分の 6	

第三種特別加入保険料率

対 象	第三種特別加入保険料率	
	現 行	改 定 案
海外で行われる事業に派遣される労働者等	1 0 0 0 分の 7	1 0 0 0 分の 6

(注) 改定案が空欄の事業については、改定は行われない。

労務費率表

事業の種類の分類	事業の種類	請負金額に乗ずる率	
		現行	改定案
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	20%	
	道路新設事業	22%	21%
	舗装工事業	20%	
	鉄道又は軌道新設事業	23%	
	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	20%	21%
	既設建築物設備工事業	20%	21%
	機械装置の組立て又は据付けの事業		
	組立て又は取付けに関するもの	43%	41%
	その他のもの	20%	21%
	その他の建設事業	24%	

(注) 改定案が空欄の事業については、改定は行われない。